株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）
株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社日本海洋資格センター　北海道事務所
北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階

㈢　変更年月日　令和八年五月一日

登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する同規則第四条の十の規定に基づき、次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

㈠　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社日本海洋資格センター

㈡　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）

株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地

㈢　変更年月日　令和八年五月一日

法　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人猪俣尚人は願により公証人を免ぜられた。

加藤裕は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属公証人猪俣尚人の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人喜多剛久は願により公証人を免ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人中村誠は願により公証人を免ぜられた。

済田秀治は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人中村誠の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人扇谷俊春は願により公証人を免ぜられた。

三善和則は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人扇谷俊春の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人堀楠雄は願により公証人を免ぜられた。

正木開志は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人堀楠雄の後任を命ぜられた。（以上六月一日）（法務省）

公　告

諸　事　項

少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

保険業法第272条の５第10項、保険業法施行令第38条の７第３項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第１項の規定により、次の各号のとおり公示する。

１．商号　大同火災海上保険株式会社　（令和８年４月１日大同火災ＷｉＬ少額短期保険株式会社を合併）

２．本店の所在地　沖縄県那覇市久茂地１丁目12番１号

３．代表者の氏名　松川　貢大

４．取戻しをしようとする供託金の額

10,000,000円

５．上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の５第６項の権利を有する者は、令和８年12月28日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて沖縄総合事務局財務部金融監督第一課に提出されたい。

６．前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年６月10日

沖縄総合事務局長　小八木大成